

北海道で12回目の 「健全営業セミナー」

10月7日に一般社団法人 日本遊技関連事業協会北海道支部と札幌方面遊技事業協同組合・札幌遊技業協同組合・札幌遊技業支配人会の四団体合同主催による「健全営業推進セミナー2014」が札幌コンベンションセンター大ホールにて開催されました。

今年で12回目を迎えたこのイベントは、弊社がセキュリティ顧問を務める札幌遊技業支配人会が発

案して始まったセミナーで、業界を挙げて戦うべき不正である「ゴト」は共通の敵あり、商売上はライバルである隣の店舗もゴトに対しては協力して戦おうという趣旨で始まったものです。

犯罪者の動きを

体感してもらったために
映像で解説しました

このセミナーで私が担当する講演は「ゴト犯罪に負けない札幌共同戦線」というタイトルで、ホールにおけるゴト手口を実際の犯行

映像をもとに解説し、紙媒体で読んだだけでは伝わらないゴト犯罪者の動きや雰囲気を感じてもらい、巧妙化するゴト手口、捕まらない為のカモフラージュや善意の第三者になりすます打ち子に対応する為の注意点をゴトに対する「体制」と「姿勢」と題してお伝えしました。

健全営業推進セミナーは、セミナー以外にもセミナー会場に併設されたブース会場にて業界関係企業による営業に役立つアイテムの紹介ブースが44ブースも出展され、さながらパチンコ産業フェアの

ような盛り上りで今年も多くのお客様の興味を引いておりました。既に来年の開催が2015年10月6日に内定しております。来年の話にはなりますが、興味のある方はぜひご来場してみてください。ホール営業において元気を出すためのヒントがあるはずです。

千円で1万枚以上 データをチエックし 不正行為を発見して

前々号で過去に電磁波ゴトの被害が出ていた機種で、同手口によるゴト被害が再燃しているということをお伝えしましたが、この事案でホール側が被害者から被害者になりかけるといことが発生しました。ホール側が加害者になるといってもゴトの加害者ではなく、風適法の加害者(違反行為)になりました。事件の始まりは、バラエティコーナーに設置されていた「パチスロ鉄拳デビルVer.」で起きました。ホール役職者がデータチェックを行ったところ、当該遊技機において台売1000円で約1万枚以上のメダルが出ていることが気

ゴトに勝つ 高石隆一

30

担当官だって万能ではない
複雑遊技だけに理論武装を

になり、防犯カメラの録画映像のチェックを実施しました。

当該台を打っていた人物は入店後、店内を2周ほど徘徊して当該遊技機に着席して、その後、足を組みズボンの裾から「何か」を取り出し、下皿のメダル払出口に裾から取り出した「何か」を差し込んでいました。直後に筐体の枠ランプが激しく点滅する様子が映っており、その後ARTが100連チャン以上している状態であることが判明しました。

ゴト器具発見できず 「交換後日」と言いつつ 逆にゴト師が「110番」

録画映像に不審な点が多いことから、所轄に通報し警察官の到着を待ちました。駆け付けた警察官がゴト師の持ち物検査を行うも、ゴト器具らしきものはすでに持っていない状況だったので警察は帰ってしまいました。

防犯カメラの録画映像によると、仕込み作業後に店外に出ているので、その際に電磁波ゴトの道具を外して隠してきたというゴト犯罪隠蔽の王道パターンをされたのだ

と思われる。

ホール側は、ゴト犯罪の現行犯を裏付ける決定的証拠が無いために、途中交換されてしまった約1万枚をあきらめて、この時にゴト師が所持していた約5000枚のメダルの交換は遊技台の異常を理由にすぐには交換できない旨を伝えました。この被害店舗では、遊技機に異常があった場合の出玉に關してはすぐには交換出来ない旨を遊技約款で掲示しており、この遊技約款に則って対応したところ、ゴト師は店舗側の隙を見逃さずに強気に出たのです。

ゴト師が見逃さなかった店舗側の隙とは、対応したホール役職者の理論不足によるあいまいな説明で、ゴト師が取った強気の態度とは、ゴト師自身が110番通報して警察を呼ぶというものでした。

うまく説明できず 担当官はゴト師に味方 「なぜ交換しないのだ」

ゴト師の110番で臨場した担当官の方は、ゴト師側とホール役職者側の両方の話を聞いてくれましたが、ホール役職者の説明より

ゴト師の口の上手さに説得力があったようで担当官がゴト師側に立ってしまったのです。

ゴト師は、「すぐに交換しろー」と激しい口調でまくし立ててきます。ホール側がゴト事案であることを上手く説明できないので、臨

場した担当官も「なぜ交換してあげないのだ」と、ホールの対応に不信感を積もらせていったようです。

ゴト師は途中からすぐの交換は諦めたようで、交換できない分の預り証を書けと言いつつ出しました。ここでも、臨場した担当官はこのお客様(ゴト師)の言う通り「預り証を書いてあげなさい」という事態になりました。さすがにホール側は「預り証」は風適法違反になるので、絶対に書くことは出来ないと拒否しました。

事件が起きてる時に 弊社に連絡をください 担当官の理解が進む

本来なら民事不介入ということ

で、このようなケースで警察が介入することは少ないのですが、ゴト師の口が上手く、ホール側が理論武装で負けたことよって、臨場した担当官がゴト師に味方し、そのことでゴト師がますます凶に乗ったのだと思います。

このようなケースは過去に何度も発生しておりますが、その都度お願いしていることは困った状態になったら連絡をくださいということ。後日連絡が来ても、すでに手の施しようが無いくらいに大変な状態になっていることがほとんどです。

例え、遠地で発生した事案でも電話でゴト犯罪の口を説明することで、臨場した担当官がホール側の味方になることは珍しいことではありません。警察の方も万



能ではありません。ゴト犯罪を取り扱ったことの無い方は、何が違法で何が違法じゃないかということとはわかりません。そもそもパチンコやパチスロを打ったことがない人には、今の複雑な遊技方法や遊技性能に関してなにごんだかまったくわかるはずがありません。

巧妙化への対応は「体制」と「姿勢」が必要 3つのポイント実施を

そこで、必要なことが巧妙化するゴトへ対応するための「体制」と「姿勢」なのです。体制とは3つの対策を実施することを言います。体制の1つ目は、人的対策としてホール役職者が刑法・民法・風適法などの関係法令を勉強する機会をつくり理論武装することで、ホールスタッフはゴトの手口を理解することでお客様と不審者を見分けることが出来るようになることとです。

2つ目は、心理的対策としてゴトに関するPOPでゴト師への威嚇や一般のお客様への告知、また遊技約款の定期的な見直しや更新であらゆる事案に対応できるように

にするということです。

3つ目は、物理的対策としていち早くゴト被害情報に基づいた適切な防護の実施です。出来るだけ安価に防護することが理想です。適切な届出を実施して、風適法違反にならないように注意が必要です。これらの「体制」がベースにあつて、ゴトは絶対に許さないという「姿勢」になるのです。

ゴトに対する手口や交換拒否に関する理論武装が出来ていないと毅然な態度を取ることが出来ません。それがすなわち「姿勢」にブレが出るということに繋がります。しっかりと「体制」で、ブレない「姿勢」を創ってください。

ゴト師に言われて

「預かり証」を書いたら完全な風適法違反です

出玉の「預り証」が風適法違反になるという件に関してですが、ゴト師がうるさく言うから「預り証」を書いたら「さっさと帰ってよかった」ということをまれに聞くことがあります。しかし、この事案は風適法違反に該当する可能性が非常に高いので、絶対に預り

証や引換券は出さないでください。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風適法）第二

十三条の「遊技場営業者の禁止行為」では、「ぱちんこ営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。」とあり、第1項第1号では「現金又は有価証券を賞品として提供すること。」、第1項第4号では「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。」と記述されており。

「預り証」はズバリ「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。」に該当し、「引換券」は「現金又は有価証券を賞品として提供すること。」「の有価証券に該当すること

を理解していなければ、間違った対応をすることになってしまいます。前日に賞品に交換するのを忘れていたレシートが無効である理由は、風適法第二十三条を守るためなのです。

提供禁止は「有価証券」 「形がないサービス」と 「価格に均一性がない」

ちなみに提供が禁止されている賞品として、「有価証券」「サービスなど形がないもの」「価格に均一性がないもの」の三種に分類されています。「有価証券」とみなされるのは、株券、約束手形、小切手、商品券、乗車券、クーポン券、宝くじ、タクシードケット、馬券、車券、食事券、ガソリン給油券、ゴルフ練習回数券、サウナ割引券、年賀はがき、印紙、郵便切手、映画チケットなどです。

「サービスなど形がないもの」とみなされるのは、洗車、くじ引き、マッサージ、デジタルコンテンツ、貯玉・再プレイシステムの利用権などです。「価格に均一性がないもの」とみなされるのは、数量限定・時間帯・性別・年齢・天気な

ゴトへの備え講演資料

どによって割引されるもの、福袋（同一価格で提供しているものの、その中身の価格にバラツキがある場合）などです。

このようにパチンコ店では風適法による規制があるので、スーパーマーケットやデパートのように賞品を自由に提供することは出来ないことを今一度ご確認して、適正な賞品の提供をお願いいたします。

大量の玉の調達は 低貸玉の持ち出し ホールの盲点を突く

前号でお伝えした大量の他店玉の持ち込みゴトグループですが、9月に北海道に現れました。このゴトグループは8月16日・18日には香川県、8月23日は石川県、8月27日は富山県、8月29日は新潟県での犯行が確認されている他店玉持ち込みゴトグループで、9月10日頃から9月20日頃まで札幌市内及び近郊での犯行が確認されていました。

札幌市内での犯行で判明したのが、このゴトグループが持ち込んでいた玉の調達方法です。持ち込まれる玉の数が毎回1万発以上で

あったので、それだけの玉をどこから調達して全国を回っているのかと思っていたら、答えは単純で

低貸玉料金の店舗から玉を盗んで、違う店舗の4円パチンコに持ち込んでいたということだったのです。

低貸コーナーから4円パチンコへの移動に警戒しているホールは多くても、玉を持ち出されるといふことに警戒を強めているホールはあまり見かけません。その隙をついて全国をゴト行脚していたようですが、広域犯罪組織であるこのゴトグループのひとりが北海道警察に逮捕されて、現在立件の方向で担当刑事さんががんばってくれています。

他店玉の持ち込みゴトの立件は非常に難しく、過去の事案でも立件を諦めたケースも多数あつて、せつかくホールが持ち込みゴトを発見して通報しても、どうせ立件できないからということ担当官が最初からやる気がない対応をするという悔しい思いをしたこともあります。

今回のような全国的に活動している広域犯罪グループを逮捕できたケースもレアですが、持ち込みゴトを立件できたのであれば今後

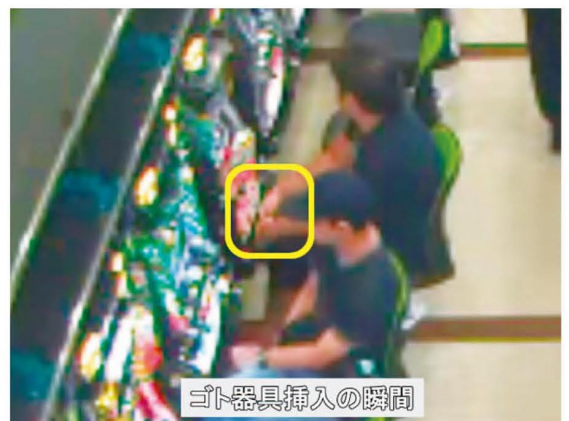
の同ゴト事案の判例として大きな一歩になります。

各地で不審な事案 「電磁波センサー発報」 新手でなければいいが

最後に気になる未確認情報が飛び込んできたのでお伝えいたします。10月中頃、関東地方のホールのスロットコーナーで相次いで電磁波センサーが発報するという事案が発生しております。

埼玉県のあるホールでは、エンターライズ「パチスロモンスターハンター月下雷鳴」で電磁波センサーが発報したので、防犯カメラの録画映像をチェックしたところ、センサーの発報時に該当機種において筐体左上から何かを入れる様な仕草を行っている不審者が映っていて、その不審者はセンサー発報直後に退店したが、5台設置していたモンハン月下雷鳴の全ての電磁波センサーが発報して、その内の2台の筐体の電源がOFFになつてしまつたそうです。

茨城県のあるホールでは、肩からバッグを掛けた不審者がバッグに手を入れたままコース内に入っ



たところ、「パチスロ化物物語」「パチスロ輪廻のラグランジェ」「パチスロ北斗の拳F」の3機種に設置されていた電磁波センサーが発報して、その発報を確認した不審者はそのまま退店したそうです。

相次いで発生した謎の電磁波センサーの発報事案ですが、新たなゴト手口の始まりでないことを願うばかりです。

■高石隆一 ■たかいしりゅういち
警備会社の指導員、セキユリティー会社を經て2003年、有限会社ジャパンセキユリティーサービスを設立し代表取締役。札幌方面遊技事業協同組合、札幌遊技業協同組合、札幌遊技業支配人会の顧問を務める。また、パチンコ産業のセミナー講師を数多く務める。北海道警察本部の捜査にも協力している。「二期会」が座右の銘。